

「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」の改定について

第91回 制度設計専門会合 事務局提出資料

2023年11月27日(月)



本日の内容

- インバランス料金は、実需給における過不足を精算する単価であり、価格シグナルのベースとなるもの。2022年度に新インバランス料金制度が導入され、その内容は「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」(以下、「中間とりまとめ」)としてとりまとめられている。
- 前回の中間とりまとめの改定時においては、「将来的(2024年度)には補正料金算定インデックスを各一般送配電事業者等の予備率(広域予備率)と一本化することを目指す」とされていたほか、補正インバランス料金におけるこの値に関しては、「2022年度から2023年度までの2年間は、暫定的な措置として、需給要因により高騰したと考えられる過去の時間前市場での約定の最高価格を参考に200円/kWhを適用する」とされていたところ。こうした状況を踏まえ、2024年度以降のインバランス料金制度を検討するため、第82回制度設計専門会合(2023年2月)以降、議論・検討を行い、第89回制度設計専門会合において、中間とりまとめを改定することに関して了承を受けた。
- 中間とりまとめの改定案に関して、2023年10月10日から11月8日までパブリックコメントを 実施し、その結果を踏まえた中間とりまとめの改定について、第471回電力・ガス取引監視等 委員会(2023年11月21日)において了承を得、とりまとめたため、本制度設計専門会合に おいて御報告する。

(参考) 中間とりまとめの改定内容

- これまでの検討等を踏まえ、以下の点に関して、中間とりまとめを改定してはどうか。
 - ▶ 現行の中間とりまとめでは、補正料金算定インデックスに関して、「将来的(2024年度)には補正料金算定インデックスを各一般送配電事業者等の予備率(広域予備率)と一本化することを目指す」と記載されているため、補正料金算定インデックスは予備率(広域予備率)を参照する旨記載する。
 - ▶ 現行の中間とりまとめでは、Cの値に関して、「2022年度から2023年度までの2年間は、 暫定的な措置として、需給要因により高騰したと考えられる過去の時間前市場での約定の最高価格を参考に200円/kWhを適用する」と記載されているため、12ページにおける事務局提案が了承されれば、2024年度のCの値は引き続き暫定的な措置として200円/kWhを適用し、2025年度以降に関しては別途検討する旨等を記載する。
 - ▶ 現行の中間とりまとめでは、各コマの限界的なkWh価格の決定方法に関して、「調整力の広域運用は、2021年度からは15分ごとの指令、2023年度からは5分ごとの指令によって運用される予定。したがって、30分コマ内に、前半15分と後半15分の二つの限界的なkWh価格が存在することになる。(2023年度以降は5分ごと6つの限界的なkWh価格が存在することになる。)」等の記載があることから、2023年度以降は5分ごとの指令によって運用されていることを踏まえた記載にする。

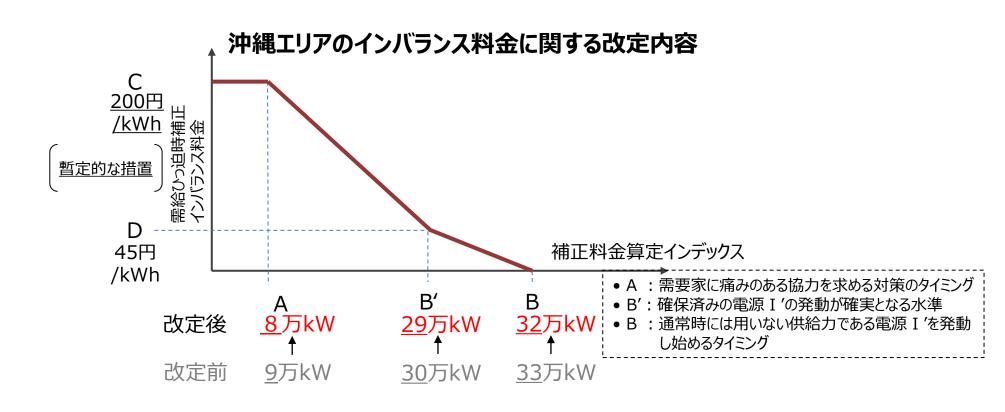
パブリックコメントにおいて提出された御意見について

- パブリックコメントでは、補正インバランス料金のC値の値上げ幅について継続した議論を要望する御意見や、沖縄エリアのインバランス料金に関する御意見など、計4件の御意見が寄せられた。
- 具体的には、2024年度からのC値の引き上げを避けることに賛同・支持する一方で
 - ▶ 今後の値上げ幅の議論においては、600円/kWhありきではなく、昨今の市場環境を踏まえ た議論が必要
 - ▶ 市場に出ていない供給力を活用するという観点で200円や600円というシグナルを採用することについては趣旨は理解するが、実運用上は懸念があると考える
 - ▶ 今後の議論にあたっては、<u>厳気象等の短期の需給逼迫と災害時等の長期の需給逼迫を分けて考えること、高すぎるインバランス料金が事業者の行動を躊躇させるという指摘がされていることを論点としてあげていただきたい</u>
 - 沖縄エリアのインバランス料金について、第66回電力・ガス基本政策小委員会(2023年10月)において、計画停電の実施基準および需給ひつ迫警報の発令基準がそれぞれ4.9万kWと8.1万kWに見直されたことから、補正料金算定インデックスの基準値【A】、【B】をそれぞれ修正していただきたい

<u>という御意見が寄せられ、沖縄エリアの補正料金算定インデックスに関しては修正するとともに、</u> 他の御意見に関しては、今後の政策の議論の際に参考にさせていただくこととした。

沖縄エリアのインバランス料金について

● 沖縄エリアのインバランス料金に関する御意見では、第66回電力・ガス基本政策小委員会 (2023年10月)において、計画停電の実施基準および需給ひつ迫警報の発令基準がそれ ぞれ4.9万kWと8.1万kWに見直されたことから、補正料金算定インデックスの基準値【A】、 【B´】、【B】をそれぞれ修正することが適当ではないかという御意見が寄せられ、中間とりまとめ の改定に際し、技術的な修正として御意見を反映することとした。

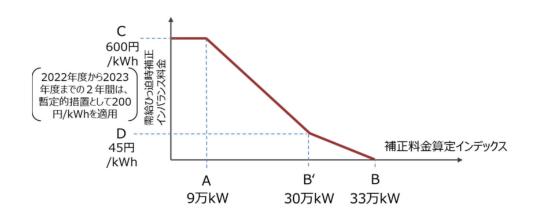


(参考) 改定前の中間とりまとめにおける沖縄エリアのインバランス料金

2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ) (2023年12月改定)(抜粋)

(9)沖縄エリアにおけるインバランス料金

(途中略)



上図におけるA~Dの具体的な数値の設定については、必要に応じて見直しを行うことを前提に、当面は以下の設定とする。

- A:最低限必要な周波数調整分5.7万kWに、他エリアにおいて需給ひっ迫警報を発令する予備率3%と計画停電を実施する予備率1%の差分となる予備率2%に相当する予備力8を加えた値として9万kWを参考に9万kWとする。
- B:沖縄エリアにおける B'の水準30万kWに、他エリアにおけるB'の水準(電源 I 'の発動が確実となる水準)8%とBの水準(電源 I 'を発動し始める水準)10%の差分となる2%に相当する予備力を加えた値として33万kWを参考に33万kWとする。
- B': 最低限必要な周波数調整分(電源 I a必要量)とエリア内単機最大ユニットの電源脱落分(電源 I b必要量)は、電源 I '発動時点で最低限維持すべき予備力と考え、電源 I 'の発動が確実となる水準は、電源 I a必要量と電源 I b必要量を加えた値として30万kWを参考に30万kWとする。
- C 及び D:他のエリアの設定と同様とする。

(参考) 電力・ガス基本政策小委員会における議論

第66回 電力・ガス基本政策小委員会 (2023年10月) 資料 4 抜粋

③計画停電の実施方法(沖縄エリアの実施基準)

- 従来、沖縄エリアでは、年間を通じて周波数調整に最低限必要となる調整力5.7万
 kWを確保しており、これを下回ると発電機の連鎖脱落の可能性があることから、5.7万kWの確保の有無を計画停電を行う基準としてきた。
- こうした中で、2023年4月に開催された広域機関の調整力等委員会において、効率的で柔軟な調整力の調達ができるよう、調整力公募により調達する電源Iの必要量を、機能に応じて細分化することとされた。
- その結果、周波数調整に最低限必要となる調整力は、ガバナーフリー(GF)機能必要量の4.9万kWとなったことから、今後は、4.9万kWを計画停電の実施基準とする。
- また、需給ひつ迫警報の発令基準は、従来、計画停電の実施基準5.7万kWに予備
 率約2%分(3.2万kW)を加えた9万kWとしていたが、今般の計画停電の実施基準の見直しにあわせて、8.1万kW(4.9万kW+3.2万kW)とする。
- 更に、電力需給ひつ迫準備情報及び電力需給ひつ迫注意報の発令基準については、電力需給ひつ迫警報基準の8.1万kWに予備率約2%分(3.2万kW)を加えた、
 11.3万kWとする。